

地縁団体認可申請にあたって

小千谷市総務課

目 次

1	はじめに	1
2	地縁団体の認可要件	1
3	認可申請の手続き	2
4	認可申請書類の作成上の注意事項	2
5	地縁団体規約例と作成上の留意事項	3
6	地縁団体認可後の留意点	1 3

1 はじめに

町内会等の地縁による団体は、当該団体の名義で不動産登記ができないなど、財産上の問題や種々の制約がありました。こうした財産上の問題や制約をなくすため、平成3年4月に地方自治法が改正され、一定の要件を満たすことにより、町内会等の地縁による団体も法人格を取得し、不動産等を団体名義で登記できるようになりました。

この冊子は、地縁団体の認可申請をするに当たっての事務手続及び留意事項等を掲載したものです。各団体での検討の参考としてください。

2 地縁団体の認可要件

次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。**
 - ・活動内容がスポーツ活動のみや芸術活動のみというものは地縁団体として認められません。
- 2 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**

この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

 - ・当該地縁による団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域でなければなりません。
 - ・「相当の期間にわたって存続している」とは、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体は認可の対象とならないものです。
- 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に会員となっていること。**
 - ・正当な理由がない限り、その区域内に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。
 - ・会員は、区域内に住所を有する個人に限られます。法人、組合等の団体は団体の意思決定への参加や直接の活動等が行えないので会員となりえませんが、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、賛助会員とはなりえます。ただし、賛助会員は総会での表決に参加できません。
 - ・区域外に住所を有する者は、会員になれません。
- 4 規約を定めていること。**
 - ・規約の作成に当たっては、3ページからの「5 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参照してください。

3 認可申請の手続き

1 団体が法人格を取得するためには、団体の総会の決議により認可申請する旨の意思決定が必要ですが、この総会決議は、団体の規約に基づき適正に行われたものでなくてはなりません。

したがって、総会の招集等の手続等を定める規定を持たない団体は、まず規約の整備をして総会を招集し、意思決定を行う必要があります。

2 認可申請をするに当たり、次の事項について、団体の総会の議決を得ておくことが必要です。

- ① 認可を申請することについての議決
- ② 構成員の確定
- ③ 規約の決定
- ④ 代表者の決定
- ⑤ 不動産等保有することとなる資産の確定

3 地縁団体が法人格を取得するためには、市長が認可し、告示をします。告示する事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人があれば、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

4 認可申請書類の作成上の注意事項

認可申請に当たっては、次の書類の提出が必要です。

1 認可申請書

「団体の名称」「主たる事務所の所在地」は、規約に定めているものと一致しなければなりません。

2 規約

- ① 規約を定めていない団体は、総会前に規約の作成をしておく必要があります。
- ② 「5 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参考に作成してください。
- ③ 必要記載事項の漏れがないようにしてください。

3 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議長及び2名以上の議事録署名人の署名のある議事録の写しの提出が必要です。議事録の作成例を参照してください。

4 構成員の名簿

- ① 会員全員の住所、氏名を記載してください。
- ② 会員には、年齢、性別等の制限はありませんので、未成年でも会員である場合は、必ず記載してください。

5 保有資産目録又は保有予定資産目録

- ① 申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては、保有資産目録を作成してください。
- ② 申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては、保有予定資産目録を作成してください。

6 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

総会に提出した報告書（事業報告書、事業計画書、予算書、決算書 等）

7 申請者が代表者であることを証する書類

- ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名のあるもの）
- ② 代表者となることを承諾した旨の承諾書

8 規約で定めた区域を記した図面

5 地縁団体規約例と作成上の留意事項

規約例は、次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものですので、各団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意事項を参考としながら、各団体の実情にあった定めをすることが必要です。

【規約への必要記載事項】

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

規 約 例	留 意 事 項
<p style="text-align: center;">〇〇町内会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、〇〇〇〇〇とする。</p> <p>例1 小千谷市大字▽▽字△△の全域</p> <p>例2 小千谷市大字▽▽字△△のうち、地番×××</p> <p>例3 小千谷市大字▽▽字△△のうち、××番から▼▼番、□□番から◆◆番</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、〇〇〇に置く。</p> <p>例1 会長の自宅に置く。</p> <p>例2 小千谷市大字〇〇××××番地に置く。</p>	<p>規約の名称は、「〇〇町内会会則」、「〇〇町内会規則」等でも差し支えありません。</p> <p>【第1条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ・スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ・この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。 <p>【第3条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定にあたっての隣接自治会等の同意は必要ありません。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【第5条】

- ・区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。
- ・区域外に住所を有する者は、会員になれません。
- ・区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。

【第7条】

- ・この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者

【第9条】

- ・必ず会長を1人置くことが必要です。
- ・第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。
- ・その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。
- ・監事は1人又は複数人置くことが必要です。

【第10条】

- ・監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

【第11条】

- ・法律上団体の代表権は、代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。

【第12条】

- ・法律上特に任期の定めはありませんが、数ヶ月といった短期間は業務執行の一貫性確保に問題があるといえます。また、事務

【規約例と作成上の留意事項】

が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後、○か月以内

に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

執行上支障が生じないよう第3項の定めをすることが必要です。

【第16条】

- ・総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。
- ・総会は、法律上決算終了後3月以内に開催する必要があります。

【第17条】

- ・総会を招集するには、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

【第22条】

・電磁的方法による表決とは、例えば電子メール等による送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

【第23条】

・会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。
 ・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要です。

【第24条】

・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【第29条】

- ・財産目録は、法律上設立時及び毎年（年度）始め3ヶ月以内に作成されなくてはなりません。

【第30条】

- ・資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

【第31条】

- ・資産の処分は、4分の3以上の議決により行うことが適当です。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、小千谷市長の認可を受けなければ変更することができない。

【第33条】

- ・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3ヶ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3ヶ月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

【第35条】

- ・会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。

【第36条】

- ・規約の変更については、市長の認可を要します。
- ・「4分の3」は変更できますが、団体において重要事項と考えられることから、少数会員の意思によって変更されることがないよう慎重な検討が必要です。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

【第37条】

・解散事由は次のとおりです。

- ①破産
- ②認可の取消し
- ③会員の欠亡
- ④総会員の4分の3以上の議決

【附則】

・年度中途に設立認可を予定する場合は、第2項、第3項の規定が必要です。

6 地縁団体認可後の留意点

- 1 団体名義で不動産登記ができます。
- 2 団体の印鑑を登録することができます。
【印鑑登録の申請に必要なもの】
 - ・認可地縁団体印鑑 1個
(大きさ・材質等制限がありますので、詳しくはお問い合わせください)
 - ・認可地縁団体印鑑登録申請書
 - ・地縁団体の代表者の小千谷市に印鑑登録された印鑑【印鑑登録証明書の申請に必要なもの】
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
 - ・手数料300円
- 3 認可告示事項に変更があった場合は、届出が必要です。
認可告示事項は、2ページに示したとおりです。
なお、認可告示した事項に変更があった場合、変更認可告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できないこととなっておりますので、認可告示事項に変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。
【届出に必要なもの】
 - ・告示事項変更届出書
 - ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）
- 4 規約の変更をする場合
規約の変更については、総会において議決後、申請書を提出して市長の認可を得る必要があります。
規約の変更内容が告示事項の変更を伴うものは、さらに、告示事項変更届出書の提出が必要です。
【届出に必要なもの】
 - ・規約変更認可申請書
 - ・規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（議事録の写しなど）